

国民健康保険の療養給付費負担金の交付が過大

11件 不当金額(支出) 4318万円
(前年度 14件 7513万円)

1 国民健康保険及び負担金の概要

国民健康保険は、市町村(特別区等を含む。)等が保険者となり、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除き、当該市町村の区域内に住所を有する者等を被保険者として、その疾病等に関して、療養の給付等を行うものである。

市町村が行う国民健康保険の被保険者は、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者(退職被保険者等)に区分される。国民健康保険の被保険者の資格を取得している者が退職被保険者となるのは、その被保険者が厚生年金等の受給権を取得した日(ただし、国民健康保険の資格取得年月日以前に年金受給権を取得している場合は国民健康保険の資格取得年月日。「退職者該当年月日」とされ、退職被保険者等となったときは、年金証書等が到達した日の翌日から起算して14日以内に市町村に届出をすることなどとなっている。

国民健康保険に係る各種の国庫助成の一つとして、国民健康保険法に基づき、市町村が行う国民健康保険の事業運営の安定化を図るために療養給付費負担金(負担金)が交付されている。

退職被保険者等を除く一般被保険者に係る医療費については、この負担金の交付の対象とされており、その交付額は、次のとおり算定することとなっている。

$$\text{交付額} = \left(\text{一般被保険者に係る医療給付費} - \text{保険基盤安定繰入金(注3)の1/2} + \text{前期高齢者納付金等(注4)} \right) \times \text{国の負担割合(注5)}$$

国庫負担対象費用額

このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費等の支給に要する費用の額との合算額とすることとなっている。ただし、届出が遅れるなどしたため退職被保険者等の資格が遡って確認された場合には、一般被保険者に係る医療給付費から、退職者該当年月日以降に一般被保険者に係るものとして支払った医療給付費を控除することとなっている。

(注1) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間において適用される資格を有する者

(注2) 30年4月に国民健康保険法が改正され、同月以降、都道府県は、当該都道府県管内の市町村とともに保険者として国民健康保険を行うこととされ、国は、国民健康保険の財政運営の責任主体となった都道府県に対して療養給付費負担金を交付することとされた。

(注3) 保険基盤安定繰入金 市町村が、一般被保険者の属する世帯のうち、低所得者層の負担の軽減を図るために減額した保険料又は保険税の総額等について、当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れた額

(注4) 前期高齢者納付金等 「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に要する費用として納付する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(注5) 国の負担割合 18年度から23年度までは34/100、24年度以降は32/100

2 検査の結果

8都道県の11市町において、集計を誤って一般被保険者に係る医療給付費を過大に算定していたり、遡及して退職被保険者等の資格を取得した者(遡及退職被保険者等)に係る遡及期間中の医療給付費を控除していなかったりするなどしていたため、負担金計4318万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付先 (保険者)	年度	国庫負担対象 費用額	左に対する 国庫負担金	不当と認め る国庫負担 対象費用額	不当と認める 国庫負担金	摘 要
北海道	礼文郡 礼文町	平成 28	円 2億0089万	円 6428万	円 3016万	円 965万	集計を誤って一般被保 険者に係る医療給付費 を過大に算定していた もの
同	天塩郡 幌延町	28	6882万	2202万	1280万	409万	同
青森県	三戸郡 階上町	27	7億7477万	2億4792万	1194万	382万	同
秋田県	仙北市	28	9億7850万	3億1310万	582万	186万	遡及退職被保険者等 に係る遡及期間中の医療 給付費を控除していな かったもの
東京都	国分寺市	28	38億9641万	12億4682万	1118万	352万	同
神奈川県	三浦市	28	22億2785万	7億1279万	664万	212万	同
同	秦野市	28	55億1577万	17億6501万	806万	258万	同
同	南足柄市	28	14億8197万	4億7422万	361万	115万	同
愛知県	丹羽郡 扶桑町	26	9億8662万	3億1389万	568万	181万	集計を誤って一般被保 険者に係る医療給付費 を過大に算定していた もの
兵庫県	明石市	28	93億7467万	30億0253万	(注) -	173万	計算を誤って負担金を 過大に算定していたも の
鳥取県	日野郡 江府町	27	2億1326万	6824万	3374万	1079万	集計を誤って一般被保 険者に係る医療給付費 を過大に算定していた もの
計	11交付先		257億1957万	82億3087万	1億2967万	4318万	

(注) 明石市は、国庫負担対象費用額の算出には誤りはなかったものの、負担金の計算を誤って過大に算定していたことから、本表の「不当と認める国庫負担対象費用額」欄には計数を掲げていない。